

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から49年3月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで

私は、昭和49年頃にA町で国民健康保険とともに国民年金に加入し、国民年金保険料の納付を始めた。B町（現在は、C市）に転居した際に国民年金の届出も行ったが、その際に過去の未納期間の保険料を納付するように言われ、申立期間の保険料を納付したと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は6か月と短期間であるとともに、申立人は国民年金に加入して以降、申立期間②を除き、60歳到達時までの国民年金加入期間に保険料の未納は無いことから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿によると、昭和53年4月から同年12月までの国民年金保険料が54年3月13日に納付されていることが確認できることから、申立期間②の検認欄には、「納付書渡 S54.3.13」との記載が確認できることから、同町は、申立人が窓口で上記9か月間を現年度納付した際に、申立期間②に係る過年度納付書を発行したものと考えられ、前述の申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間②の保険料について過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人の国民年金への加入時期は、申立人に係る国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録から、昭和49年7月頃と推認され、申立期間①はその時点で国民年金の資格取得日が20歳時に遡及したことによる未納期間であると認められるところ、申立人からは国民年金加入時に遡って国民年金保険料を

納付した旨の主張は無く、B町で申立期間②に係る過年度納付書が発行された上記時点では、申立期間①は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間①の国民年金保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 809

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年3月まで  
私の国民年金は、20歳の時に父が加入手続きをしてくれた。

昭和58年10月にA市へ転居してからの国民年金保険料については、A市役所B出張所で納付していたことを記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付（うち、昭和44年10月から57年6月までの期間、58年10月から同年12月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間は任意加入して納付済み）している上、国民年金と厚生年金保険の切替手続き及び国民年金の住所変更手続き等を適切に行っていることから、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立人のオンライン記録から、申立人は、昭和58年10月21日を資格取得日として国民年金に任意加入し、申立期間前後の国民年金保険料については納付済みとなっていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る生活状況等に特段の変化はうかがえないことから、申立期間の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人のオンライン記録によると、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、当初未納と把握されていたところ、申立人が当該期間に係る「国民年金保険料（印紙代金）納付書兼領収証書」を所持していたことにより、平成20年10月24日に社会保険事務所（当時）において当該期間を納付済みとする記録訂正が行われていることが確認でき、申立人の年金記録に

ついて行政側の記録管理が適切に行われていたとまでは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 4 日から 38 年 4 月 29 日まで

私はA社に勤務した期間について、退職後に脱退手当金を受給した旨記録されているが、私は脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 38 年 4 月 29 日の前後 2 年以内に資格を喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人以外おらず、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 11 か月後の 39 年 3 月 16 日に支給されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前のB事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金の計算の基礎とされておらず、これを申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 大分厚生年金 事案 994 (事案 565 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立期間③のうち、申立人の平成8年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年3月26日から平成5年10月1日まで  
② 平成6年10月1日から8年1月26日まで  
③ 平成8年1月26日から9年4月1日まで

私は、高等学校を卒業後、私の父が経営するA社に就職し、申立期間①及び②に係る報酬月額は50万円であった。

また、その後、私の母が経営するB社に就職し、申立期間③に係る報酬月額は50万円であった。

前回の申立てにおいては証拠書類も無かったため、私の主張が認められなかったが、今回、B社に係る事業主の手書きによる賃金台帳が見つかったため、再度調査を希望する。

全ての申立期間について、給与支給額に見合う標準報酬月額記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③に係る申立てについては、i) B社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該期間当時の賃金台帳等は確認できない上、事業主からも供述を得ることができないこと、ii) 申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないこと、iii) オンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間③に係る新たな資料として、B社に係る平成

8年5月から9年3月までの期間における賃金台帳（手書きのノート）を提出し、申立期間③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

したがって、申立期間③のうち、平成8年9月1日から同年10月1日までの期間については、前述の賃金台帳において確認できる保険料控除額から、当該期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は平成14年4月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主からの回答も得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③のうち、平成8年5月1日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から9年4月1日までの期間については、当該期間に係る前述の賃金台帳に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、申立期間③のうち、平成8年1月26日から同年5月1日までの期間については、前述の賃金台帳には当該期間に係る厚生年金保険料の控除額等の記載は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成8年1月26日から同年9月1日までの期間及び同年10月1日から9年4月1日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間①及び②について、i) A社は、「当該期間において申立人が主張する給与（50万円）に相当する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料

は控除していない。」と回答していること、ii) 当該期間当時において、同社が社会保険事務を委託していたとする社会保険労務士が保管する「健康保険料・厚生年金保険料本人負担金額表」によると、事業主が申立人の給与から控除していた厚生年金保険料額は、申立人の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額とほぼ一致していることが確認できること、iii) 当該社会保険労務士が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は昭和 51 年 3 月 26 日において 14 万 2,000 円の標準報酬月額であったことが確認できるとともに、当該標準報酬月額の記録は、前述の被保険者原票の標準報酬月額と一致していることが確認できること、iv) 申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していないこと、v) 前述の被保険者原票及びオンライン記録において、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡は認められないこと等を理由として、前述のとおり、平成 22 年 7 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人から当該期間に係る新たな資料の提出は無く、その主張する標準報酬月額に基づく保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を得ることができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 810

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年4月までの期間及び63年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月から61年4月まで  
② 昭和63年5月から同年9月まで

平成2年11月の退職後に扶養に関する届出をするように夫に言われ、役場に行き、国民年金に加入した。その際に担当の方から、「過去の未納期間の保険料を納付するように。」と言われたので、申立期間を含め、指摘された未納期間の保険料をその場で一括納付（合計9万円くらい）した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入時期は、申立人に係る国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録、及び申立人に係るオンライン記録の第3号被保険者資格取得の処理日から平成3年1月頃と推認できるところ、申立期間①及び②はその際に国民年金の資格取得日が遡及したことにより確定した第1号被保険者期間であり、その時点で申立期間はいずれも既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人のオンライン記録によると、国民年金に加入直後の平成3年1月25日に、その時点で過年度納付可能な昭和63年10月から平成元年1月までの国民年金保険料を遡って納付していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 811

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から53年4月まで

私は、昭和49年5月\*日にA市B区役所で転入手続を行った際に、夫の勧めもあったので国民年金の任意加入手続をした。

その際に、担当者から、「5月分は納付済みなので翌月から納付するように。」と言われたので、同年6月から毎月、区役所で国民年金保険料を納付した。

国民年金の第3号被保険者になるまで一度も滞ることなく納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「夫から国民年金の任意加入を勧められたので、結婚時の昭和49年5月\*日にA市B区役所で任意加入手続を行った。」旨主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人の所持している年金手帳によると、昭和49年5月\*日に国民年金の強制加入被保険者資格を喪失し、53年5月8日にA市B区において任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は任意未加入期間であり、当該期間に係る納付書はA市から発行されず、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「S53.11.28 D社保台帳照合により53.9.8転出」と記載されていることが確認できるところ、これは申立人が昭和53年5月にA市B区で国民年金に任意加入したことを契機として、申立人に係る国民年金の住所異動が把握されたものとするのが自然であり、申立人が任意加入手続の時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されて

いたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 812

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から58年7月まで  
: ② 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和49年に婚姻後、同年10月に国民年金の任意加入手続を行い、未納なく納めていた。A市からB市への転居後の昭和57年4月から金融機関の窓口で納付していたことを記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A市からB市への転居後も金融機関の窓口で納付した。」と主張しているところ、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「58.8.1届 夫厚年有り 58.8.1来庁 57年4月よりの未納分は納めない」と記載されていることが確認でき、当該記載は、申立人が昭和58年8月1日に国民年金の任意加入の喪失手続を行い、その際に当該時点で未納であった申立期間①の国民年金保険料を納める意思が無いことについて、同市が確認したものと考えるのが自然である。

また、申立期間②について、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者名簿から、申立人の国民年金の資格喪失日は昭和58年8月1日であることが確認でき、申立期間②は任意未加入期間であり、納付書は発行されず、申立人は当該期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 5 日から 45 年 3 月 1 日まで

申立期間であるA社の厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を請求した記憶は無く、受給していないので、申立期間について、脱退手当金の支給済記録を取り消し、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間以前に勤務していたB社に係る厚生年金保険の被保険者期間については脱退手当金を受給したが、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金については請求した記憶は無い。」旨主張しているところ、脱退手当金を支給する場合、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とし、申立人については、申立期間を含む同一の被保険者記号番号で管理されている支給決定日前の全ての厚生年金保険の被保険者期間を基礎として計算されることとなる。

このことについて、オンライン記録によると、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間（50 か月）と申立人が脱退手当金を受給したと供述するB社に係る厚生年金保険の被保険者期間（65 か月）を合算した 115 か月を基礎として計算された脱退手当金が、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月半後の昭和 45 年 6 月 26 日に支給決定されていることが確認できる上、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、B社を退職した後、脱退手当金として約4万円を受給したと供述しているところ、上記脱退手当金の支給額は、4万 2,024 円であり、

申立人が受給したと記憶する金額とほぼ一致することが確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 996

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月 1 日から 55 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 51 年 12 月から 55 年 4 月頃までの期間においてA社（昭和 60 年 7 月 23 日にB社から商号変更）に勤務したと記憶しており、同社において一緒に勤務した同僚の氏名も記憶している。

A社に勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「私は、A社における正確な勤務期間については記憶していない。しかしながら、一緒に勤務した同僚は記憶しており、同社に勤務したことは間違いない。」旨主張しているところ、A社に係る商業登記簿謄本から、申立期間において同社の商号はB社であること、及び当該事業所の所在地は申立人が勤務したと主張するA社の所在地と相違していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会した結果、当該複数の同僚は、「申立人は、昭和 62 年又は 63 年頃に1年間又は1年に満たない期間においてA社に勤務したと記憶しているが、申立人の入社時期及び退職時期について明確には覚えていない。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人は昭和 62 年又は 63 年頃にA社に勤務していた状況はうかがえるものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたことを推認できず、申立人は同社に勤務していた時期を誤認している可能性も否定できない。

さらに、A社は既に解散しており、当時の代表者も死亡しているため、申立人の勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 2 前述の同僚の一人は、「A社においては、入社してから一定の期間は厚生年金保険に加入しない試用期間が設けられていた。また、申立人は申立人の夫の被扶養者であったと記憶しているが、夫の被扶養者となっている女性の従業員は厚生年金保険に加入していなかった。」旨供述しているところ、申立人の夫が勤務していたとする事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和52年8月3日から平成4年12月21日までの期間において申立人の夫の健康保険の被扶養者として認定されていたことが確認できる。

また、A社は既に解散しており、当時の代表者も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間の始期（昭和51年12月1日）から前述の同僚が記憶していたとする申立人の勤務時期（昭和62年又は63年頃）までの期間において申立人の氏名は見当たらず健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 3 このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 997

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 18 日から 38 年 7 月 27 日まで

私は、脱退手当金の制度について知らず、会社からも何の説明も無かった。退職後は体調を崩して実家に帰って静養しており、脱退手当金の請求を行う機会も無かった。ところが、私の年金記録を確認したところ、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっていた。

私は、脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 38 年 7 月 27 日の前後の 2 年以内において資格を喪失したことが確認できる申立人と同性の被保険者のうち、脱退手当金の受給要件を満たしている 51 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、21 人に支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 18 人が資格喪失後 6 か月以内の支給となっているほか、脱退手当金の支給日が同日付けとなっている記録を有する同僚が 4 組確認できること、及び同僚の中には、「退職後会社を通じて脱退手当金の請求手続きを行い、脱退手当金を受給した記憶が有る。」と供述する者がいることなどを踏まえると、同社においては事業主による脱退手当金の代理請求が行われていた状況がうかがえる。

また、前述の被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から 3 か月後の昭和 38 年 11 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。